

JAの医療共済が新しく生まれ変わりました！

NEW 医療共済

メディフル

新型コロナウイルス
保障対象！

条件を満たせば
ホテル・自宅療養も
保障されます！

日額タイプから
一時金タイプに
変わりました！

※治療共済金10万円の場合

1日の入院でも
一時金10万円を

お受け取りいただけるようになりました！

例えば、一時金10万円(1回型)^{※1}、先進医療保障^{※2}あり、終身保障、80歳払込満了の場合

男性30歳加入…月払共済掛金
女性30歳加入…月払共済掛金

1. 730円
1. 713円

でご加入いただけます！

※共済掛金の払込方法が口座振替払いの場合の共済掛金です。

※1 お支払対象となる最初の入院の退院日の翌日以後60日以内に再度入院された場合は、入院の原因に関わらずこれらの入院を1回の入院とみなします。治療共済金の通算支払限度回数は100回となります。通算支払限度回数に到達した場合、ご契約は消滅します。日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

(令和3年4月現在)

※2 1回あたり先進医療にかかる技術料に応じて定める額、通算2,000万円まで保障します。先進医療とは公的医療保険制度の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養第1条第1号に規定するものをいいます。また、医療技術ごとに一定の施設基準が定められており、この施設基準に適合する病院または診療所において行われた先進医療を保障します。先進医療共済金の額は、先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合は技術料の額、1万円未満の場合は一律1万円となります。なお、ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日において公的医療保険制度によって保険給付の対象となっている場合や、承認取消し等によって先進医療でなくなっている場合は、先進医療共済金のお支払い対象とはなりません。他に先進医療保障のある共済契約にご契約いただいている場合、重複して先進医療保障のある共済契約にご加入いただくことはできません。

建物更生共済



建物更生共済「ムテキプラス」がおすすめ！！

～ムテキプラスで、幅広い建物損害に対して万全の備えを～



徳島県においても、建物は常に災害の危険にさらされています

- ① 南海地震(M8~M9)は、今後30年以内に70%~80%の確率で発生します。^{*1}
- ② 自然災害により、2019年度は徳島県で1,043件(支払共済金額 約2億1,412万円)の共済金のお支払いをいたしました。^{*2}

ムテキプラスのおすすめポイント

1. 損害の額までお支払い

実損てん補特約の付加により、損害の額満額(火災共済金額を限度)をお支払いたします。^{*3}

<お支払例>

台風により瓦が飛散し、建物に100万円の損害が発生。
(協定共済価額2,000万円、共済金額1,000万円、実損てん補特約加入の契約の場合)

損害額満額 100万円のお支払い

2. カーポート、門、塀も自動保障

これまで特記が必要であったカーポート、門、塀等が自動保障となり、保障漏れの心配がありません。

<自動保障の対象(例)>

<u>付属建物</u>	<u>物置、納屋または車庫</u> ^{*6}
<u>工作物</u>	<u>門、塀、垣、カーポート</u> ^{*7}

3. 自然災害時も充実の保障

- ① 地震保障が自動付帯で、震災時も安心。
- ② 水災時においても、臨時費用共済金^{*4}と特別費用共済金^{*5}が支払対象となりました。

<臨時費用共済金のお支払例>

豪雨により床上浸水し、建物に100万円の損害が発生。
(協定共済価額2,000万円、共済金額1,000万円、臨時費用共済金30%、実損てん補特約付帯の契約の場合)

豪水災等共済金100万円に加えて。

臨時費用共済金 30万円のお支払い

4. 災害時のケガや死亡までも保障

火災や自然災害によって、負傷や死亡されたときには、傷害共済金をお支払いいたします。

(ご契約の建物に発生した火災や自然災害によって、ご家族や居住者が傷害を受けた日以後200日以内に死亡、または通院患者の状態(第1級~第5級のみ)や治療・施術が発生し、而定の要件を満たした場合は「傷害共済金」をお支払いします。)

<お支払例>

火災の際に、ご家族の方1名が避難に遅れ死亡。

(重複契約なし、共済金額2,000万円)

火災共済金ならびにその他費用共済金に加えて。

傷害共済金 600万円のお支払い

※1 令和2年1月2~4日公表「地図調査研究推進本部地図調査委員会「令和2年1月1日を基準日として算定した地震の発生確率図」より
※2 地震等による損害を除きます。
※3 大災共済金または豪水災等共済金の支払事由に該当した場合に限ります。1回の事故につき、1建物について250万円が限度です。
※4 大災共済金または豪水災等共済金の支払事由に該当した場合に限ります。1回の事故につき、1建物について200万円が限度です。
※5 基礎工事が施されているものを除きます。
※6 植物等の生物、石垣並ならびに擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物を除きます。

<建物更生共済掛金表>

※建物生契約、年払、口座振替扱、住宅物件、保証期間30年(共済期間10年・継続回数2回)、協定共済価額2,000万円、
実損てん補特約有、修理費賄付特約無、臨時費用共済金支払割合30%、当初契約の場合(令和3年4月1日時点)

	共済金額2,000万円のとき	共済金額1,000万円のとき	共済金額500万円のとき
共済掛金	木・防火造	147,764円	80,952円
	耐火造B・C	108,850円	57,515円
	耐火造A	99,762円	52,041円
満期共済金	200万円	100万円	50万円

お問い合わせは

JAあわ市 本店 TEL: 0883-35-5139
市場支店 TEL: 0883-36-2113

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
[21369990031]